<廃業届を必要とする場合>

次の各号に該当するときは、廃業届けの提出が必要となります。

- 1. 建築士事務所の種別を変更するとき 例(1) 一級建築士事務所から二級建築士事務所への登録変更
- 2. 事務所の開設者を個人から法人に、あるいは法人から個人に変更するとき
- 3. 開設者(個人)の死亡、破産、又はその他の事由により事務所を閉鎖したとき
- 4. 開設者(法人)の破産、合併、又はその他の事由により事務所を閉鎖したとき

○廃業届の要領

建築士事務所廃業届(様式4)に建築士事務所登録通知書及び登録申請書副本を添 えて下記により提出をする。

記

廃業理由	提出者	提出期日 提出先
①建築士事務所の種別を変更するとき等 ②建築士事務所の開設者を個人から法人に変更するとき等 ③個人事務所の開設者が変更になるとき	開設者	(一社) 熊本県建築士事務所協会持参又は (一社) 熊本県建築士事務所協会持参又は
④開設者が事務所を閉鎖したとき	開設者であった者	務 所
⑤開設者が死亡したとき	相 続 人	事務所を閉る会
⑥開設者が破産したとき	破 産 管 財 人	鎖した日か
⑦法人が合併により解散したとき	法人の役員であった者	ら、30日 又
⑧法人が破産、又は合併以外の事由 により解散したとき	精 算 人	以内 郵 送